

IV

純投資目的への変更理由など開示拡大 政策保有株式に関する 開示の実務上の留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士

加藤 巳希

適用となるため留意する必要がある。

は売却に関する方針の開示を求めるなど、開示情報の拡充がなされている。

はじめに
金融庁は2025年1月31日、有価証券報告書等における「株式の保有状況」の開示に関して、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という)を改正した。本改正は、令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて、特に純投資目的以外の目的である投資株式(以下、「政策保有株式」という)から純投資目的へ変更された株式の開示について課題が指摘されたことを踏まえたものであり、純投資目的への保有目的の変更理由や変更後の保有また

本改正の趣旨や背景

有価証券報告書等における政策保有株式に関する開示は、2010年3月に改正された開示府令により導入されている。その後、2019年1月には政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対

【この章のエッセンス】
●金融庁による令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて、政策保有株式に関する開示について課題が識別されたこと等を受けて開示府令が改正され、政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式に関する開示が拡充された。

●具体的には、純投資目的に保有目的を変更した場合の開示対象銘柄が当期1事業年度分から当期を含む5事業年度分に拡大するほか、保有目的の変更理由等の開示が新たに必要となる。本改正は、2025年3月期以降の有価証券報告書および有価証券届出書(以下、「有価証券報告書等」という)に

象となる銘柄数を60銘柄に拡大する等の改正が行われ、2023年3月の改正では、保有目的が営業上の取引や業務上の提携などの場合には概要を記載する等、当該開示の充実は継続的に求められてきた。

他方、2015年6月に適用された「コーポレートガバナンス・コード」会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために「においても、【原則1-4】として「上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである」等の対応が求められ、その後2018年6月には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方や保有目的の検証内容を開示すべきである等が追記されるとともに【補充原則】が追加される等、政策保有株式の開示に対する対応が求められてきた。

しかしながら、開示については、金融庁による令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて次の点が指摘されるなど課題が識別されている。

【令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題】
・政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者